

## 年度 給与支払報告書（総括表）

2月2日までに提出してください

年 月 日 提出  
与那原町長 殿

※種別	※指定番号	※

①給与の支払期間	年 月分から 月分まで			⑩提出区分	年間分	退職者分
②給与支払者の個人番号又は法人番号					⑪給与支払の方法及び期	
③給与支払者郵便番号	※					
④(フリガナ)				⑫事業種目その他必要な事項		
給与支払者所在地(住所)	電話 番			⑬提出先市区町村数		
⑤(フリガナ)				⑭受給者総人員	人	
給与支払者名前(氏名)				⑮特別徴収(給与から天引)	人	
⑥代表者の職氏名				普通徴収申請書に記載した人數(普通徴収)	人	
⑦経理責任者氏名				合計	人	
⑧連絡者の係氏名				⑯所税務轉署		
電話番号	係 氏名	⑯所税務轉署	(名称)			
	電話( ) - 内線	⑯所税務轉署	(所在地)			
⑨会計事務所等の名前	電話( ) -	⑯所税務轉署	(所在地)			
特徴納入書の送付	必要	不必要	○で囲んでください			

※の欄は記入しないでください

○ 平成29年度分（平成29年1月31日提出期限分）より、個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記載が必要です。

年度 給与支払報告書  
の提出についてのお願い

平素より町の税業務につきましては、格別なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

給与支払報告書の提出時期が近づいてまいりましたが、提出に際しましては裏面に記載されている事項について、ご協力をお願いします。

御中

## 普通徴収申請書

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

記号	申請理由(下記6項目以外の理由は不可)	人 数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払が不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は除く)	人
普通徴収申請者 合計人數		人

## ～重要～

○この申請書は、普通徴収申請者(特別徴収できない人)の個人別明細書の上につけて提出してください。

○普通徴収申請者の個人別明細書摘要欄には、必ず略号(a～f)を記入してください。

○該当略号の記入がない場合は、特別徴収となります。

提出先及びお問い合わせは

〒901-1392

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地

TEL 098-945-4477 FAX 098-946-4597

与那原町役場 税務課

## 給与支払報告書の提出期限

令和8年2月2日(月)

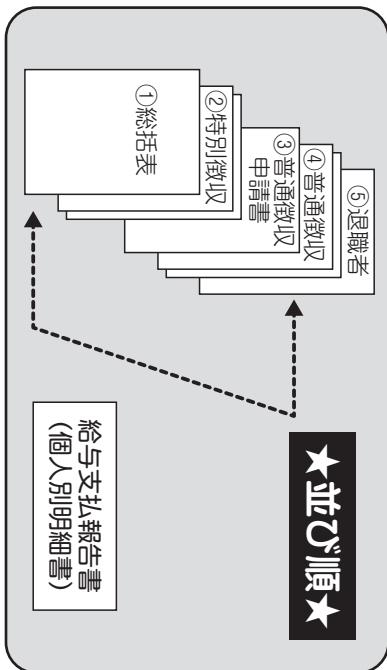
この給与支払報告書（総括表）（以下「総括表」という。）は、当町の事務処理の迅速、正確化をはかるため、前もってお送りしています。

この総括表以外の総括表を使用した場合も、この総括表を必ず添えて提出してください。

この総括表には、指定番号、特別徴収義務者住所、名称、電話番号等を印字してありますので、その他の項目を記載して提出してください。なお、印字内容に訂正がありましたら、訂正箇所を二線で抹消して修正してください。

### [記載要領]

- 1 「①給与の支払期間」欄には、「報告人員」（提出区分が「退職者分」の場合は「報告人員のうち退職者人員」とする。）に給与を支払った期間を記入してください。
  - 2 「②給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。
  - 3 「⑩提出区分」欄には、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合は、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
  - 4 「⑭受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与等の支払いを受けている者の総人員数を記入してください。
  - 5 「⑮報告人員」欄には、与那原町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を述べ人数で記入してください。  
中途退職者についてもご報告下さいますようお願ひいたします。
  - 6 給与支払報告書作成の際、貴事業所従業員の1月1日現在の住所をよく確認くださいようお願ひいたします。
  - 7 年末調整および給与支払報告書の事務を会計事務所に委託されている事業所は、当該会計事務所へこの「総括表」がある旨、ご提示ください。



普通徴収申請書および該当記号の記入  
がない場合は、特別徴収となります。

a. 常時2人以下の家事使用人のみの事業所

b. 給与の支給期間が1月を超える者 (例: 2月に1回給与が支給される者)

c. 退職者または休職者(5月31日までに予定している者を含む)

d. 給与額が少なく祝額が引けない者

e. 他の事業所で特別徴収されている者 (乙欄)

f. 事業専従者 (青色申告者は除く)

★普通郵便への切替申請について★  
個人住民税（町・県民税）、森林環境税を給与から特別徴収でき  
ない方（下記事項のいずれかに該当する方）については、「給与支払報告書摘要欄に該当記号（a～f）を記入下さい。」